

カシオグループ グリーン調達のでびき

～カシオグループ グリーン調達活動のご理解、スムーズな運用のために～



このマークは、21世紀の地球環境のために、カシオグループが一体となって取り組むべき全ての環境活動を象徴します。

2001年12月1日 発行

2015年4月1日 改訂

カシオ計算機株式会社

目次

第1章 カシオグループ グリーン調達活動の進め方

- | | |
|-------------------|---|
| [1] グリーン調達の運用 | 1 |
| [2] 評価および優先調達の考え方 | 2 |

第2章 お取引先様にお願いすること

- | | |
|--------------------|----|
| [1] 生産工場の評価 | 3 |
| [2] 化学物質調査の考え方 | 8 |
| [2-1] 化学物質の調査単位 | 8 |
| [2-2] 化学物質調査 実際の運用 | 9 |
| [2-3] 化学物質法規制の概要 | 12 |

第1章 カシオグループ グリーン調達活動の進め方

[1] グリーン調達の運用

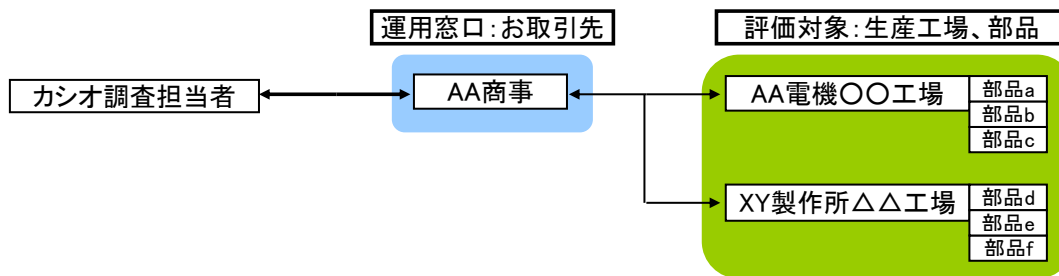
1) グリーン調達の対象品目

カシオグループグリーン調達は、カシオ製品を構成する部品・製品・原材料を対象とします。副資材も対象に入ります。オフィス用品や他の機器・設備は対象外です。

2) 運用窓口と評価対象

部品の生産工場の評価(グリーン生産工場評価)と部品そのものの評価(グリーン部品評価)の調査および回答はカシオと直接取引のあるお取引先(カシオの伝票の発注先)に運用をお願いしています。

ひとつのお取引先に複数の生産工場がある場合は、それぞれの工場について評価をお願いすることになります。



[2] 評価および優先調達の考え方

カシオグループ グリーン調達は、『環境に配慮した生産工場から、環境負荷の少ない部品を優先調達する』という基本的考え方にもとづいています。

生産工場の評価(グリーン生産工場評価)の高い生産工場から、部品の評価(グリーン部品評価)の高い部品を優先調達します。

1) グリーン生産工場評価

SV 100点	} グリーン生産工場 優先取引	
AV 70~90点		
BV 30~60点		改善要請
CV 20点以下		新規採用見合わせ

お取引先に、部品の生産工場について、ISO14001に準じた環境管理体制の構築状況をグリーン調達基準書に従って自己評価いただき、その評価点に応じてSV~CV(VはベンダーのV)にランク分けします。

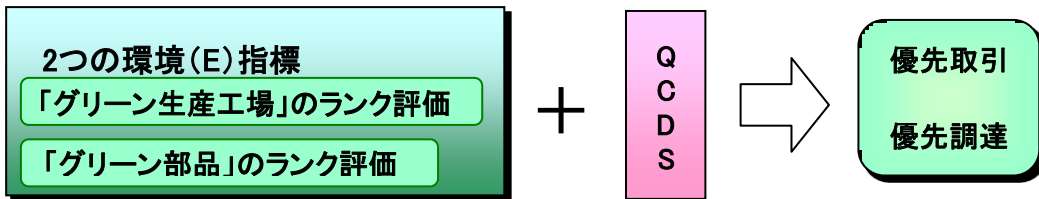
SV・AVランクが『グリーン生産工場』であり、優先取引の対象になります。

2) グリーン部品評価

グリーン部品の評価、優先調達につきましては、当面、化学物質の含有状況を優先し、次いでグリーン部品評価の高い部品を優先調達いたします。

3) 環境指標を含め総合評価

以上のように【グリーン生産工場ランク】および【グリーン部品ランク】を評価し、それを環境指標(E)とします。そして、従来からの指標である品質(Q)・コスト(C)・納期(D)・サービス(S)に環境指標(E)を加え、総合的かつ客観的に優先取引先および優先調達部品を決定します。



第2章 お取引先様にお願いすること

[1] 生産工場の評価

カシオグループではカシオ納入品の生産工場に、ISO14001に準じた環境マネジメントシステムの導入を求めています。カシオが優先取引させていただくためには、以下の項目を実施いただき、評価点を70点以上を獲得し、グリーン生産工場評価において SV または AV ランクとなる必要があります。

●ISO14001の外部認証を取得済み または推進中である生産工場

(a) 取得済み	YES / NO 【100点 / 0点】
(b) 1年以内に取得予定	【90点 / 0点】

環境マネジメントシステムISO14001の外部認証を取得済、あるいは1年以内に取得予定かどうかについての質問です。

(a) (b) いずれかに該当する場合は、SV または AV ランク確定となります。

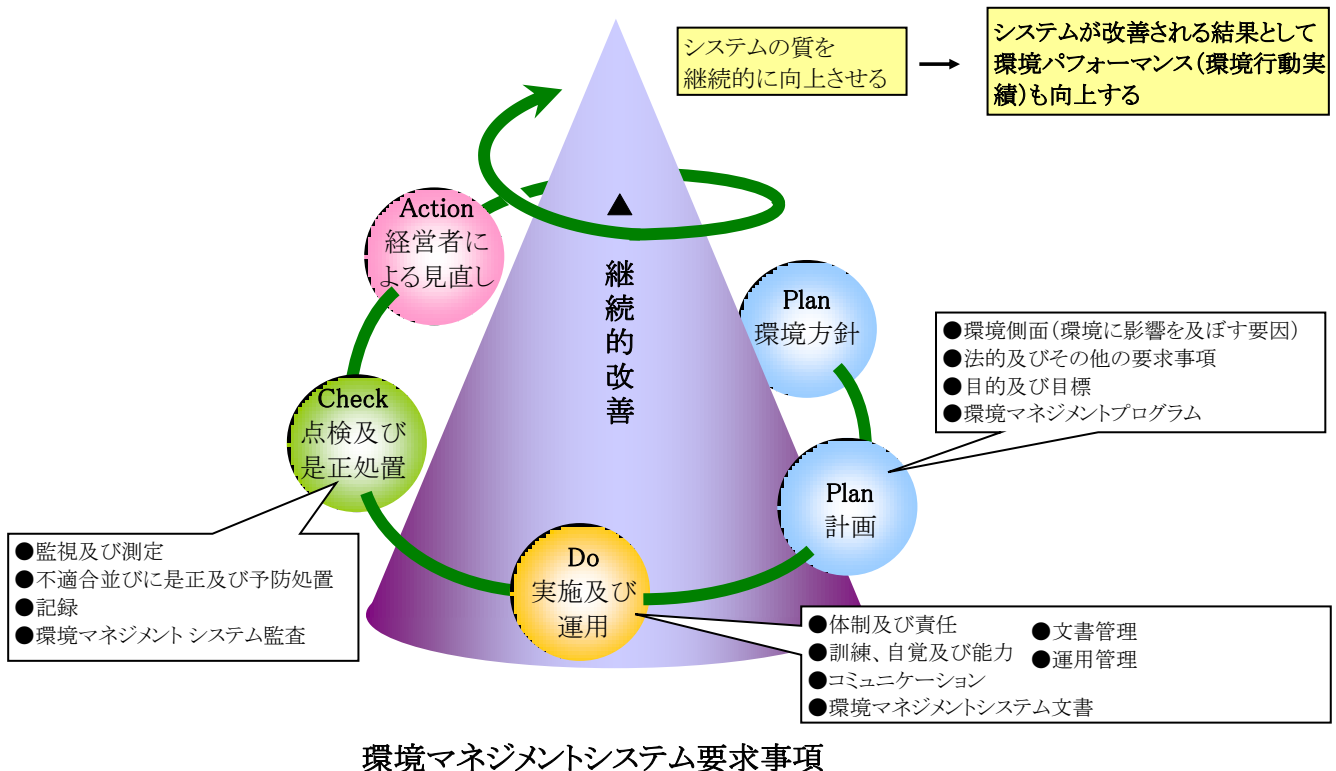
ISO14001の外部認証に取り組まれるには、グリーン調達基準書3ページで紹介している資料等を参考にお取り組みください。

ISO14001とは

ISO14001は、環境マネジメントシステムの仕様及び利用の手引きの規格です。環境マネジメントシステムは、簡単にいうと、『環境に配慮した仕事の仕組みや手順』のことです。社内に環境マネジメントシステムを導入し適用するためには、ISO14001規格の要求事項(下図)をしっかりと理解し、それに沿ってシステムをつくる必要があります。

ISO14001の主な特徴は次のとおりです。

- ・どのような組織にも適用可能
- ・法の遵守を尊重している
- ・システムを継続的に改善することにより環境パフォーマンス(環境行動実績)の向上を意図している
- ・汚染の予防、環境負荷の低減を求めている
- ・環境方針は公開しなければならない
- ・全員参加が重要
- ・Plan → Do → Check → Action のサイクル(PCDAサイクル、下図)の考えが基本



第2章 お取引先様にお願いすること

●自主的な取り組みをされた生産工場

ISO14001の外部認証を取得せず、自主的に環境マネジメントに取り組まれている生産工場においては、(c)～(j)の各評価項目に回答いただきます。

各項目をクリアすることで評価点が70点以上獲得し SV または AV ランクとなれば、カシオとして優先取引させていただきます。

各項目の内容は、それぞれISO14001の要求事項に準じた実施内容が望まれます。

(c)環境保全委員会等の組織があり、組織体制が明確になっている

YES / NO
【10点/0点】

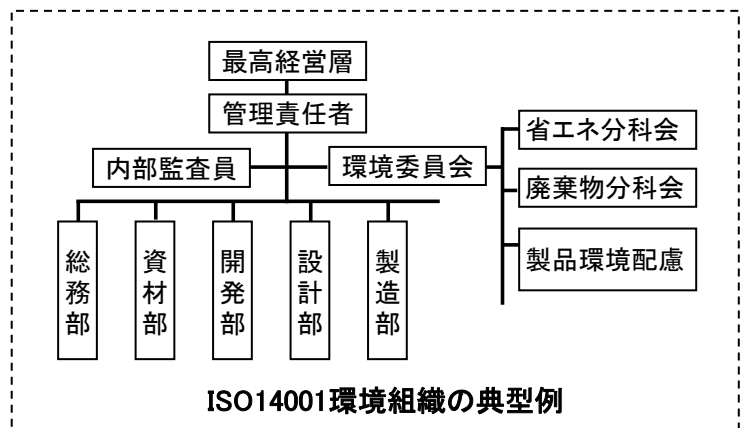
(d)上記の組織に経営トップが参画している

【10点/0点】

環境マネジメントシステムを効果的に実施していくために、それぞれの役割・責任、および権限を定めて一覧表にし、全員に周知徹底します。

また、環境保全を会社の方針として活動していくためには、経営トップの参画が必要です。

経営トップが環境組織の最高責任者に着任することが望まれます。



(e)環境方針、環境行動計画があり取り組みが実施されている

YES / NO
【10点/0点】

環境方針とは、経営トップが環境に取り組むテーマを定めるものです。自社の事業活動により発生する環境負荷を把握し、それを低減していけるように設定しなければなりません。

従業員全員への周知徹底だけでなく、一般にも公表することが望まれます。

環境方針に関するISO14001の要求事項

最高経営層は、環境方針を定める。方針では以下の内容を確実にする。

- 方針は組織の活動、製品またはサービスの特性や規模およびそれらによる環境への影響と見合ったものとする
- 方針に、システムの継続的改善および環境汚染の予防の約束を含む
- 方針に、環境関連法規制や組織が受け入れた要求事項の遵守の約束を含む
- 方針で、環境目的・目標の設定、見直しが可能である由明確にする
- 方針は文書化し、全ての従業員に周知し、実施・維持する
- 方針は、一般の人が入手可能である

環境方針(事例)

〇〇株式会社●●工場は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであると認識し、『自然環境の保全につとめ、環境に配慮した、よりよい企業活動を行う』ことを基本理念とする。

当工場が、〇〇装置、●●等、各種△△機器を開発・製造していることを踏まえ、▲▲グループの環境基本方針に従い、以下の方針に基づき環境管理を行う。

1. 当工場の活動、製品、サービスがかかわる環境側面を常に認識し、環境汚染の予防を推進するとともに、環境マネジメントシステムの継続的改善を図る。
2. 当工場の活動、製品、サービスがかかわる環境関連法規、規制、協定等を遵守するために自主基準を設け管理する。
3. 当工場の活動、製品、サービスがかかわる環境側面のうち、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組む。
 - 1) 工場廃棄物としての梱包材料、廃プラスチック等の削減、リサイクル化
 - 2) 生産過程で使用する有機溶剤・半田等の原材料、化学物質等の適切管理と削減
 - 3) 消費エネルギーの大半を占める電力使用量の削減
 - 4) 工場排水の水質の維持管理
 - 5) 製品の開発・設計段階での環境問題への配慮
 - 6) 緑化の維持・向上
4. この環境方針の達成のため環境目的・目標を設定し、当工場内の関係・関連会社を含む全部門、全従業員をあげて環境管理を推進する。
5. この環境方針は工場内全部門、全従業員に周知するとともに、一般の人にも開示する。

〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇株式会社●●工場
工場長 ○〇〇〇

また環境行動計画とは、自社の環境方針に対し具体的に目標を定め、達成計画を立てたものです。

目標年度及び目標数値を明確にします。計画を設定するには現在までの環境負荷データの把握が必要になります。

ここで述べている環境行動計画は、ISO14001で要求されている目的・目標とは若干異なり会社全体での行動計画を指していますが、ISOにもとづく目的・目標を設定されても全くさしつかえありません。

環境行動計画(事例)

1. 廃棄物の埋立処分量を、2005年度に2000年度比50%削減
2. 売上高あたりの電力使用量を、2000年度比で2005年度に10%削減
3. トリクロロエチレン(有機溶剤)の使用を2003年度までに廃止
4. 鉛半田の使用量を2004年度までに廃止
5. 新製品の待機時消費電力を従来モデル比で10%削減
6. 製品梱包材に発泡スチロールの使用を2002年度までに廃止

(f) 環境関連法規制を遵守している。また定期的に見直しをしている。

YES / NO
【20点 / 0点】

該当する環境関連法規を遵守しているか、チェックしてください。

近年、環境関連法規は新法の立法や従来法の改正が相次ぎ、今後もその傾向は続くものと予想されます。常に見直しを心がけ、自社の事業活動が法規制を遵守していることを監視できるようなシステムになっていることが望まれます。

【参考・・・日本国内における 主な環境関連法】

大気汚染防止法	騒音規制法
水質汚濁防止法	振動規制法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)
労働安全衛生法	資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)
悪臭防止法	ダイオキシン類対策特別措置法(ダイオキシン法)
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)	
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB廃棄物処理法)	
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	

(g) 製造工程でオゾン層破壊・土壌汚染・地球温暖化等の原因になる有害物質を使用していない。

YES / NO
【10点 / 0点】

製造工程において、右表の有害物質を使っていないかどうか、チェックしてください。

また使用している場合は使用量、排出量を管理・削減し、代替品に変更するよう努めてください。

※ 冷却装置の冷媒フロン等、密閉された状況で使用している場合は除きます。

製造工程で使用し、環境中(大気・水域・土壌)に排出している場合が対象です。

有害物質	環境に対する影響
CFC類	オゾン層破壊
1,1,1-トリクロロエタン	
四塩化炭素	
特定ハロン	
HCFC類	大気・土壌汚染 (人体に有害)
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
塩化メチル	
六フッ化硫黄	地球温暖化
HFC類	
PFC類	

(h) 過去5年以内に、関係監督官庁から環境関連の指導・罰則を受けていない。

YES / NO
【20点 / 0点】

過去約5年以内に、環境関連法規違反で都道府県等から指導・罰則を受けたことがないかご確認ください。

(i) 社外に対し、自社の環境保全活動を報告できる。

YES / NO
【10点 / 0点】

自社の事業活動にかかわる環境負荷の数値、および環境負荷低減のための取り組み状況を把握してください。この内容は、前述の環境方針、環境行動計画（あるいはISO14001で要求される目的・目標）と整合が取れていることが必要です。

把握した環境パフォーマンス（環境行動実績）は、社外からの要求などに応じて公開できることが望まれます。

環境保全活動報告（事例）（通常は環境方針・環境行動計画等と合わせて以下内容を報告）

●環境負荷データ

		1998年度	1999年度	2000年度
二酸化炭素(*) (CO ₂)	排出量	〇〇(t-CO ₂)	〇〇(t-CO ₂)	〇〇(t-CO ₂)
	生産金額あたりの排出量	〇〇(t-CO ₂ /百万円)	〇〇(t-CO ₂ /百万円)	〇〇(t-CO ₂ /百万円)
廃棄物	発生量	〇〇(t)	〇〇(t)	〇〇(t)
	埋立処分量	〇〇(t)	〇〇(t)	〇〇(t)
	生産金額あたりの排出量	〇〇(t/百万円)	〇〇(t/百万円)	〇〇(t/百万円)
水使用量		〇〇(m ³)	〇〇(m ³)	〇〇(m ³)
化学物質 使用量	トリクロロエチレン	〇〇(t)	〇〇(t)	〇〇(t)
	鉛半田	〇〇(t)	〇〇(t)	〇〇(t)

*二酸化炭素(CO₂)は、電力や燃料(ガソリン、灯油、ガス...)の使用により発生します。

発生量の算出方法は、グリーン調達基準書3ページで紹介している『環境活動評価プログラム』等をご参照ください。

●環境負荷の低減活動

◆省エネルギー

- ・空調の適温化(冷房約27度、暖房約22度)を徹底している
- ・省エネルギー型空調設備導入やインバータによる出力制御を実施している
- ・電力不要時の負荷遮断、変圧器の遮断を実施している

◆廃棄物発生量 / 埋立処分量削減

- ・包装材の再使用、リサイクルに取り組んでいる
- ・工程から発生する廃プラスチック類、ガラスくずは種類ごとに分別回収リサイクルに努めている

◆有害化学物質の回避

- ・塩素系有機溶剤であるトリクロロエチレンを、代替可能な用途からエチルアルコール等の洗浄剤に変更している
- ・鉛フリーはんだの導入研究に努めている

◆汚染の予防、法規制遵守

- ・排出ガス / 排水の測定を定期的に行っており、法定基準より厳しい自主基準を設定し、それを遵守するよう監視している

(j) 従業員に対し、環境保全に関する啓蒙活動を行っている。

YES / NO
【10点 / 0点】

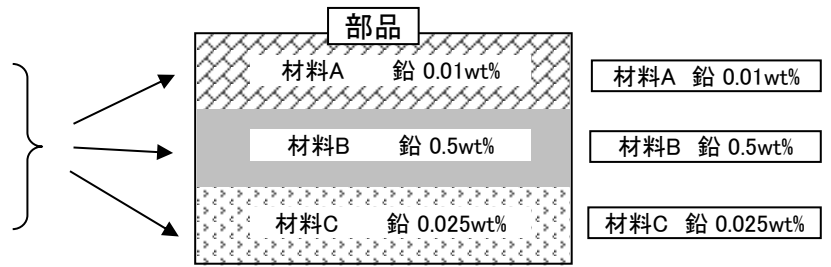
環境マネジメントシステムの実施は、全員参加が重要です。

組織の全員に対して、事業活動により発生する環境負荷、そして環境負荷の監視・低減や環境汚染予防のために実施すべきこと、環境方針、環境行動計画（あるいはISO14001にもとづく目的・目標）などについて教育を実施してください。

[2] 化学物質調査の考え方

[2-1] 化学物質の調査単位

カシオグリーン調達調査では、部品を構成する各「均質材料」ごとに化学物質の含有率(wt%、重量パーセント)で調査、回答いただきます。

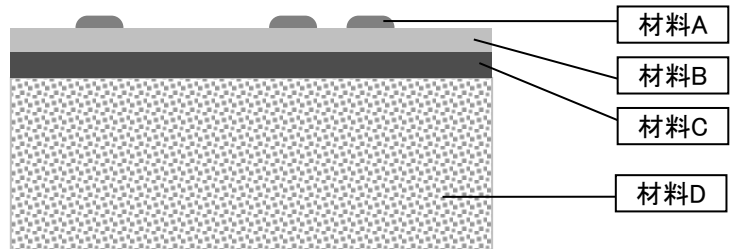


調査・回答いただく数値は、カシオ納入品を構成する各「均質材料」あたりの、化学物質の含有率(単位:wt%、重量パーセント)です。

「均質材料」とは、物質が一様に混ざり合った材料をひとつの「均質材料」とみなします。

たとえば、下の例では、材料A~Dはそれぞれひとつの「均質材料」とみなします。

めっき、塗装などの膜も、各材料ごとに単独の材料とみなします。なお、金属表面に形成される酸化膜、窒化膜は、元の金属と同一の材料とみなします。



また、化学物質ごとに、法規制に準じた「しきい値」を定めております。

含有禁止物質においては、しきい値をを超えないことを保証していただかなければなりません。

[2-2] 化学物質調査 実際の運用

(1) 含有率、しきい値

化学物質ごとに、最大含有率の基準を定めた「しきい値」が存在します(具体的な数値は、基準書の付属書1参照)。この数値をひとつひとつ調査、保証するのは非常に負担になります。カシオグリーン調達においては、以下のようにお考えください。

化学物質の含有率がしきい値未満であっても、意図的に添加された材料が存在する場合はご回答ください。化学物質の意図的な添加がなく、含有率がしきい値を下回ることがわかっている場合はご回答いただく必要はありません。

可能な限り、部品を構成する材料や、製造工程で使用する材料においては対象化学物質を回避いただけますようお願いいたします。

逆に、やむを得ず対象化学物質が含有されている場合、化学物質の含有率(wt%)の調査をお願いいたします。

(2) 均質材料

均質材料とは、厳密には「均質に混ざり合った材料」のことであり、どんなに少量の材料であっても単独の材料であれば個別に調査いただかなければなりません。電子部品においてはその部品を構成する「均質材料」が細分化し調査単位があいまいになりがちです。カシオグリーン調達では、JGPSSI(日本のグリーン調達調査共通化協議会)の「構成部位」の考え方に準じ、以下の例を参考に調査、回答をお願いいたします。

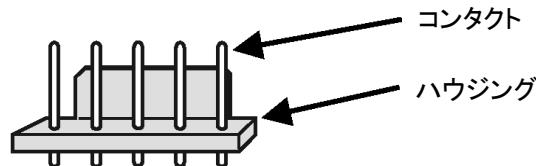
なお、対象化学物質が含有されている場合には、可能な限り材料を細分化していただけますようお願いいたします。

また、カシオの最終製品としての最外層の材料は必ず個別に調査いただけますようお願いいたします。

構成部位の事例

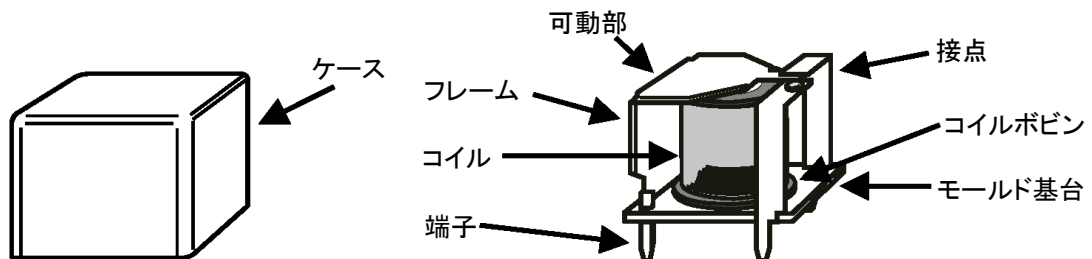
【構成部位の事例 1】 コネクタ類

構成部位:ハウジング、コンタクト



【構成部位の事例 2】 スイッチ、リレー等、機構部分を持つ部品

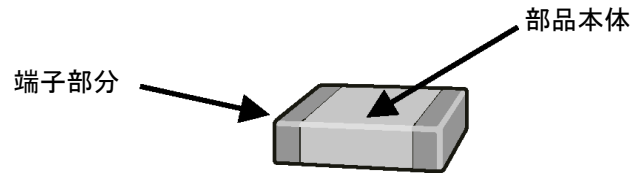
構成部位: 部品ケース(樹脂モールド等)、金属部分(レバー、フレーム、端子等)、可動部(接点等)



* 樹脂の難燃剤、接点の電気的特性・潤滑などを目的とした特別な金属類(合金)等に

【構成部位の事例 3】 表面実装型チップ部品

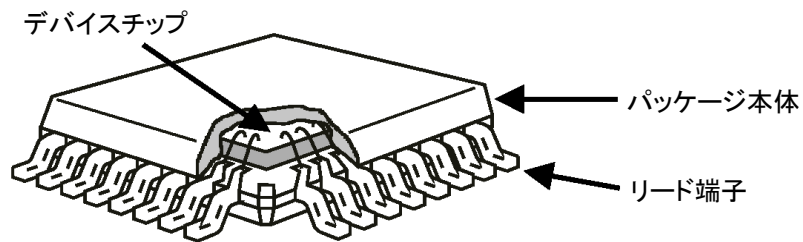
構成部位: 端子部分、部品本体



* 部品本体が複数材料で構成されており、該当物質が存在する場合、細分化してください。

【構成部位の事例 4】 半導体デバイス

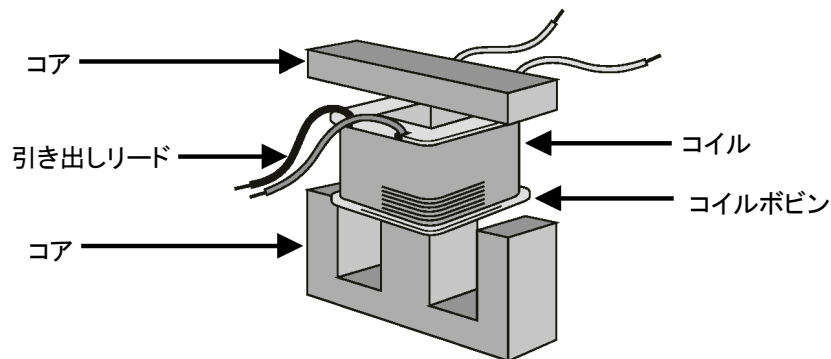
構成部位: リード端子(リードフレーム等)、パッケージ本体(モールド樹脂等)、デバイスチップ



* パッケージ樹脂材料の難燃剤、リードの材質・処理にご留意ください。

【構成部位の事例 5】 トランス、インダクタ類

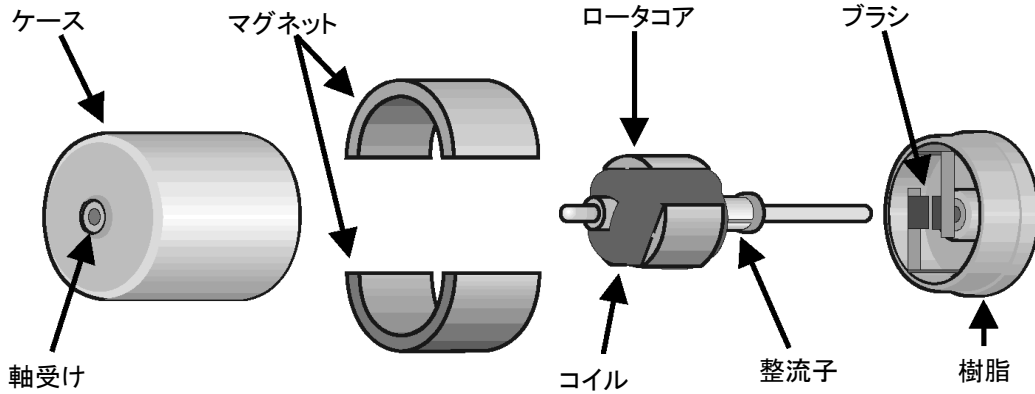
構成部位: コア、巻線、ボビン、リード線、絶縁物、ケース・フレーム等



* 機構材料や絶縁部品の難燃剤、コイルの含浸剤、リード線のPVCや難燃剤にご留意ください。

【構成部位の事例 6】 DCモーター

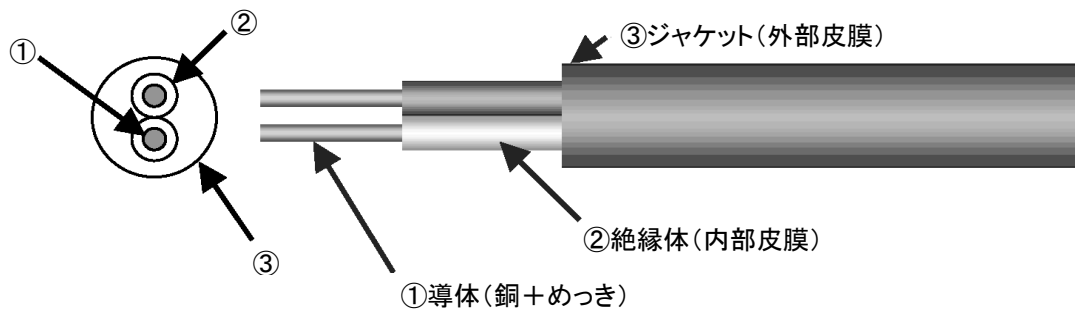
構成部位: 部品ケース(樹脂モールド等)、金属部分(シャフト、ロータコア、端子、フレーム等)、ブラシ等、マグネット、巻線、その他



* 樹脂の難燃剤、整流子の電気的特性・潤滑などを目的とした特別な金属類(合金)等、

【構成部位の事例 7】 電線ケーブル(電源コード)

構成部位: 導体(銅+めっき)、絶縁体(内部皮膜)、ジャケット(外部皮膜)



[2-3] 化学物質法規制の概要

カシオグリーン調達における部品評価は、海外法規制に基づいた内容になっております。法遵守のため必須の項目であることをご理解いただき対応いただけますようお願いいたします。

(1) オゾン層破壊物質 (Class I) 不使用

米国の大気浄化法にて、オゾン層破壊物質 (Class I) を製造工程で使用している部品にはラベル表示が義務づけられます。

※ オゾン層破壊物質 (Class I) の詳細は、基準書18～19ページでご確認ください。

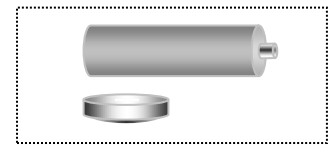
製造工程で使用され、環境中に排出される場合が対象です。冷却装置の冷媒フロン、消火器のハロン等は対象外です。

(2) 水銀含有量調査

米国コネチカット州において、水銀を意図的に添加された製品は、水銀のおおよその含有量の届出、および消費者への回収・リサイクルの告知が義務づけられます。

(3) 電池に含有される重金属

電池に含有される重金属につきましては、地域により以下のように基準があり、基準を超える重金属を含む電池は販売できません。



EU電池指令 (2006/66/EC)

水銀: 電池重量の 0.0005%
ただし、ボタン型電池は電池重量の 2%
カドミウム: 電池重量の 0.002%

米国 水銀含有及び充電式電池管理法

水銀: アルカリ電池、マンガン電池は含有禁止
ボタン電池は25mg未満

韓国電池規制(乾電池、一部の二次電池)

水銀: 電池重量の 0.0001%
カドミウム: 電池重量の 0.0001%
鉛: 電池重量の 0.4%

アルゼンチン電池規制(一次電池)

水銀: 電池重量の 0.0005%
ただし、ボタン型電池は電池重量の2%
カドミウム: 電池重量の 0.015%
鉛: 電池重量の 0.2%

ブラジル電池規制(乾電池、および一部の二次電池。ボタン型は除く)

水銀: 電池重量の 0.0005%
ただし、ボタン型電池は電池重量の2%
カドミウム: 電池重量の 0.002%
鉛: 電池重量の 0.1%

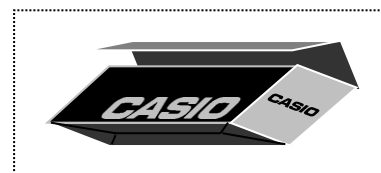
パラグアイ電池規制(マンガン電池、およびアルカリマンガン電池。ボタン型も含む)

水銀: 電池重量の 0.010%
さらに、電池1個当たり、25mg未満
カドミウム: 電池重量の 0.015%
鉛: 電池重量の 0.2%

(4) 包装材に含まれる重金属

欧州包装廃棄物指令(94/62/EC)では、包装材に含有される重金属について、以下のように定めています。

- ・包装材の部品ごとに、含まれる鉛、水銀、六価クロム、カドミウムの重量の合計が、包装材重量の100ppm(0.01%)を越えてはならない。



包装材の範囲は、民生用、産業用を含むすべての包装材ですので、カシオの最終製品の包装材ではなくても、保守用でEUに送られる部品の包装材も、この指令を守らなければなりません。
 なお、米国のいくつかの州において、同様の規制があります。

一方、カシオグリーン調達では、従来は包装材全体を分母としてしきい値を計算していましたが、2011年10月から、包装材の用途においても、均質材料ごとの含有率を採用します。包装材における含有率は、包装材の均質材料(ポリエチレンシート部分、インク、接着剤など)ごとに、その重量に対する4物質の総重量(合計値)の比率とします。

(5) 製品に含まれる化学物質に関する規制

i) RoHS指令(2011/65/EU)

EUに上市される電気電子製品には、以下の化学物質の含有が禁止されます。
 なお、電池にはRoHS指令は適用されず、EU電池指令が適用されます。

《RoHS指令 要求事項抜粋》

化学物質	禁止用途	しきい値
鉛	電気電子製品を構成する材料すべて (部品の内部接続用の高融点はんだで鉛含有率が85%以上のもの、電子セラミック部品中の鉛、電子部品(蛍光管、陰極線管を含む)中のガラスの中の鉛、鋼材中0.35wt%未満の鉛、アルミニウム合金中0.4wt%未満の鉛、銅合金中4wt%未満の鉛などを除く。)	均質材料あたり 0.1wt%
水銀	電気電子製品を構成する材料すべて (小型蛍光灯(液晶バックライトなど)でランプ1本あたり5mg未満の水銀、小型蛍光灯・直管蛍光灯以外のランプの中の水銀などを除く)	均質材料あたり 0.1wt%
六価クロム	電気電子製品を構成する材料すべて (カシオ製品に該当する除外条件なし)	均質材料あたり 0.1wt%
カドミウム	電気電子製品を構成する材料すべて (電子部品内部の接点部めっきで代替のないものを除く)	均質材料あたり 0.01wt%
PBB	電気電子製品を構成する材料すべて (除外条件なし)	均質材料あたり 0.1wt%
PBDE	電気電子製品を構成する材料すべて (除外条件なし)	均質材料あたり 0.1wt%

ii) EU REACH規則 付属書XVII

EU REACH規則は、化学物質の登録、評価、認可及び制限を要求する規則です。付属書XVIIでは、多くの化学物質の使用制限が定められています。

※ REACH規則付属書XVII は化学物質の追加や見直しが随時行われており、以下は2011年9月時点のにおける、カシオ製品に関係する内容の抜粋であり、すべてを網羅したものではありません。

《EU REACH規則 付属書XVII 要求事項抜粋》

化学物質	禁止用途	しきい値
アスベスト繊維	繊維及び繊維を含む製品	意図的添加
ヒ素	木材防腐剤としての物質及び調剤	意図的添加
ペンタクロロフェノール	上市される物質及び調剤(*1)	0.1wt%(*1)
カドミウム	プラスチック添加剤、塗装、金属表面処理(*2)	0.01wt%(*2)
ニッケル	肌に直接、持続的に触れるもの	溶出試験による 濃度規定あり
クレオソート	木材加工品	意図的添加
アゾ着色料	肌に直接、持続的に触れるもの	分解によって生成される 特定アミンが、0.003% (30ppm)を超えないこと
三置換有機スズ化合物	上市される製品、部品	スズ換算で0.1%
ジブチルスズ(DBT)化合物	上市される混合物、製品、部品(除外用途を除く)	スズ換算で0.1%
ジオクチルスズ(DOT)化合物	直接、肌に触れるもの	スズ換算で0.1%

(*1) ドイツ国内法にて、製品における濃度は、ペンタクロロフェノールで処理された部分の5ppm以下と規定。

(*2) オランダ国内法では、76/769/EECの用途に加えて蛍光灯、写真フィルムへの含有も禁止。
デンマーク国内法では、しきい値は0.0075wt%(75ppm)。

(*3) オランダ国内法では、塗料あるいは封止剤の可塑剤、ゴムや布地の難燃剤としての使用も禁止(2006/12/31以降)。

iii) ホルムアルデヒド(ホルマリン)規制

ドイツ化学品規則、デンマークホルマリン規制、カリフォルニア州規制では、木材加工品へのホルムアルデヒド(ホルマリン)の使用を規制しています。規制値はホルマリン放出濃度により規定されています。

iv) 化審法

日本の化審法では、以下のように定められています。

《化審法 要求事項抜粋》

分類	化学物質	法的義務
第1種特定化学物質	PCB	製造及び輸入を許可制 (実質的に禁止)
	ポリ塩化ナフタレン	
	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド	
	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	
	他	

* 参考文献

- ・『環境活動評価プログラム(1999年版)』環境庁 1999年9月発行
- ・『ISO14001 環境マネジメントシステム 解説とQ&A』JACO 1999年4月発行
- ・『環境マネジメントシステム』中小企業総合事業団 2000年9月発行
- ・『グリーン調達の実務』グリーン調達調査共通化協議会 2003年9月発行

グリーン調達の運用についてのお問合せは、

カシオ計算機株式会社
生産資材統轄部

casio_green_procurement@casio.co.jp